

国名	フィリピン
公的年金の体系	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">SSS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">GSIS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">AFPRSBS</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 民間労働者 公務員 軍人 </p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>◎被用者（60歳以下の全ての民間労働者及びその使用者）</p> <p>◎自営業者（月1,000ペソ（約2,300円）以上の収入を得ている家庭内使用人（メイド、運転手等）、俳優、プロ・スポーツ選手、農漁業関係者等）</p> <p>△離職した加入者</p> <p>△海外労働者</p> <p>△加入者の配偶者</p>
保険料率（SSS）	11.0%（事業主7.37%，被用者3.63%） 自営業者は全額負担
支給開始年齢	60歳以上の120月以上保険料を納付した退職者（鉱山労働者は55歳以上）
給付の構造	<p>給付月額は、保険料支払い期間と退職前60か月の平均報酬月額に基づき、以下の①又は②のうちより大きい額が支給される。</p> <p>①年金月額＝300ペソ＋A×{0.2＋0.02×(支払い年数－10年)} ②A×0.4</p> <p>A＝退職前60月の標準報酬月額の平均</p> <p>なお、毎年12月には第13月の年金として1月分多く支給される。</p>
所得再分配	最低年金保障のため、低所得者ほど所得代替率は高い
公的年金の財政方式	段階保険料引上げ方式
国庫負担	財源は、労使双方の負担による社会保険料（Social Security/Insurance Contributions）と投資、貸付等の資産運用の収益から成り立っており、税金の投入等国庫からの支出はない。
年金制度における最低保障	120か月以上保険料を支払った者に対し月1,200ペソの給付が、20年以上保険料を支払った者に対し月2,400ペソの給付が保障されている。また、最低年金受給者が21歳未満で未婚の就労していない子供を扶養している場合には、子供5人までを限度とし、1人当たり年金（月）額の10%（最低月額250ペソ）が給付される。
無年金者への措置	年金支給要件を満たさない者は過去の保険料の元利合計を一時金として受給
公的年金と私的年金	企業年金・個人年金は高所得者層のみ、家族による扶養の伝統が強い。
国民への個人年金情報の提供	納付証明を送付、SSS事務所で照会。

フィリピンの年金制度¹

佐藤智代（在フィリピン日本国大使館）

1. 制度の特色

フィリピンの代表的な年金制度には、一般国民(民間労働者)を対象とする社会保障制度(Social Security System, 以下SSSと略称)と、公務員を対象とする公務員保険制度(Government Service Insurance System, 以下GSISと略称)がある²。両制度の事業内容は類似しているため、以下ではSSSに焦点をあてて解説する。

SSSは、退職年金、障害年金、遺族年金、傷病手当、出産休暇手当の社会保障給付ならびに労働災害給付を行っている。またSSSは、加入者に対し、生活資金、教育、住宅、自然災害、事業のための資金貸付けを行っている。

2. 沿革

SSSは、1954年の社会保障法の成立を受けて、1957年から運営を開始した。給付内容の推移をみると、発足時は退職年金、障害給付、遺族年金、傷病手当の給付を行っていたが、1972年にはメディケア給付(1998年に、国民健康保険制度として発足したPhil Healthに移管)、1975年に労災給付、1978年に出産休暇給付が加わった。適用面では、発足当初は50人以上の事業所が義務適用であったものが、1958年には6人以上、1960年には1人以上を雇用する事業所に拡大された。さらに、1980年には専門職の自営業者、1992年には農漁業労働者、1993年には家事使用人、1995年には全ての自営業者へと義務適用が拡大されていった。一方、1995年からは、海外フィリピン労働者(ただし船員は義務適用)、加入者の無業配偶者に任意加入が認められることになった。1997年には、給付改善、適用拡大ならびに積立金運用方法の拡大を旨とした社会保障法の全面改正が行われた。

3. 制度体系の概要

SSSの加入者は2015年6月現在3,290万人、GSISの加入者は2012年12月現在139万人である。失業者ならびに家内工業などの零細企業、都市部のインフ

ォーマルセクター、農漁村部などで働く人のほとんどは、社会保障の網から実質上漏れていると考えられ、こうした人々にいかにして適用を拡大していくかは大きな課題である。なお、企業年金や個人年金は、大企業やごく一部の高所得層を除いて一般に普及していない。

4. 給付算定方式、スライド方式

SSSの退職年金は、保険料を120月以上納めた60歳以上の退職者に支給される。なお65歳以上の者は在職していても120月の納付要件が満たされていれば退職年金が支給される。

なお、120月の納付要件を満たさない退職者には、過去に納めた保険料の元利合計(年率6%)が一時金として支払われる。

SSSの退職年金は給付建てであり、年金月額は、以下の3通りの算定式のうち最も高い額として定められる。

算定式1 = $300\text{ペソ} + 0.2 \times A + 0.02 \times A \times (\text{加入期間で10年を上回る年数})$

算定式2 = $0.4 \times A$

算定式3 = $1,200\text{ペソ}$ (加入期間が10年以上20年未満)

$2,400\text{ペソ}$ (加入期間が20年以上)

ここに、Aは平均標準報酬月額で、退職前の60月の単純平均または全加入期間の単純平均のうち高い額として定められる。過去賃金の再評価はされないため、通常は前者の額が用いられると想定される。加入年数の算定にあたっては、1985年以前の加入期間は保険料納付の有無に関わらず算入され、1985年から2001年までの各年は6ヶ月以上の納付があれば1加入年数とみなされ、2002年以降は実際の納付月数を12で割った値が加入年数とされる。

以上の算定式を比較すると、定額部分と報酬と期間に比例する部分からなる算定式1を基本として、算定式2が最低所得代替率を、算定式3が最低年金額をそれぞれ保証する仕組みとなっている。これより、算定式1は高賃金・長期加入者に、算定式2は高賃金・短期加入者に、算定式3は低賃金加入者にそれぞれ有利なことが分かる。このような年金額下支えの仕組みのため、平均標準報酬に対する所得代替率は最低40%から最高240%と高い水準になって

いる。ただし、以下に述べるように、標準報酬上限が低く抑えられているので、名目額での年金額の水準は必ずしも高いとはいえないことに注意する必要がある。

なお、毎年12月にはクリスマスボーナスとして1ヶ月分の年金が加算して支給される。また、21歳未満の未婚で就労していない子供を扶養している場合には、5人までを限度として子供1人当たり年金額の10%（最低月額250ペソ）が加算される。

退職年金受給者は、最初の18ヶ月分の年金を一時年金として受け取ることもできる。その際、将来18ヶ月分の年金額は1年物の国債の利率で割引かれる。

退職年金受給者が死亡した場合には、その年金は遺族年金として、全額が配偶者に引き継がれる。

裁定後の年金は政策改定される。1980年代から1990年代にかけては毎年10%から20%の改定がなされてきた。2000年以降は、収支状況の悪化により、年金の政策改定はなされていなかったが、2006年と2007年には各10%のスライド改定が行われた。

2012年12月現在、SSSの年金受給者総数は約160万人で、平均年金月額は2,978ペソとなっている（下表参照）。

SSSの年金受給者数、平均年金月額（2012年12月現在）			
	年金受給者数	平均年金月額(ペソ)	
社会保障年金	1,578,706		
うち 退職年金	833,528	3,330	
遺族年金	686,164	2,561	
障害年金	59,014	2,632	
労災年金	17,035		
うち 遺族年金	15,495	3,141	
障害年金	1,540	3,274	
総計	1,595,741	2,978	

5. 負担・財源

SSSの主な財源は、保険料と積立金の運用収入から成る。国庫負担はない。SSSの社会保障給付に関する保険料率は、2014年1月より11.0%である（下表参照）。2003年と2007年の保険料改定では事業主

SSSの保険料率の推移（社会保障給付分）

期間	保険料率	事業主	被用者
1980年1月－2003年2月	8.4%	5.07%	3.33%
2003年3月－2006年12月	9.4%	6.07%	3.33%
2007年1月－2013年12月	10.4%	7.07%	3.33%
2014年1月－現在	11.0%	7.37%	3.63%

負担分のみが1%ずつ引き上げられ、2014年の保険料改定では事業主と被用者共に0.3%ずつ引き上げられた。

また、労災給付の保険料が被用者一人当たり月額10ペソ（標準報酬月額15,000ペソ以上は30ペソ）となっている（全額事業主負担）。

SSSの標準報酬の上下限は現在、上限が月額16,000ペソ、下限が月額1,000ペソと低額なものとなっている（参考：マニラの最低賃金日額は2014年1月現在451ペソ）。

なお、毎年、保険料収入総額の12%と運用収入の3%の合計額を上限として、SSSの運営費（職員の給与を含む）にあてることが認められている。

SSSでは、1999年から2004年の間、保険料収入が給付費を下回り、運用収入の一部を不足分の支払いに充てる状況が続いた。2003年からの保険料率の引き上げと、徴収職員増員と罰則強化などの保険料収納対策の強化によって、2005年以降保険料で給付費を賄える状態に回復している。直近2年の収支状況については下表を参照。

SSSの収支状況（2012年－2013年）

	(億ペソ)	
	2012	2013
収入計	1,281.0	1,373.9
保険料収入	942.1	1,030.0
運用収入その他	338.9	343.8
支出計	919.0	990.3
給付費	841.7	914.0
運営費その他	77.3	76.3
収支残	362.0	383.5

6. 財政方式、積立金の管理運用

SSSの傷病手当、出産休暇手当、葬儀料などの短期給付の費用は、賦課方式で運営されている。一方、退職年金、障害年金、遺族年金などの長期給付の財政方式は、当初完全積立方式が採られていたが、近年その維持が困難となったことから、現在では段階保険料引き上げ方式が採られている。

2013年12月時点での、SSSの積立金は3,846億ペソに達する。1997年社会保障法は各運用資産ごとに保有割合の上限あるいは下限を規定しており、その枠内でSSSが積立金の運用を行っている。積立金の資産構成をみると、過去は国債と貸付けが大部分を占めていたが、近年資産分散と高運用益を目的とし

て株式の割合が増加し、現在では簿価ベースで約2割を占めるに至っている（法定上限は3割まで）。

7. 制度の企画、運営体制

SSSに関する政策決定機関は、9名の委員から成る政労使三者構成の社会保障委員会（Social Security Commission）である。政府側の委員には、労働雇用長官とSSS長官が職権上の委員として含まれる。委員長はフィリピン大統領により直接任命される。

SSSは、運営の企画や資産運用を担当する本部のほか、国内に225、海外に18の事務所をもち、年金制度の運営にあたっている。

8. 最近の議論や検討の動向、課題 （今後の見通し、評価を含む）

8.1 海外労働者の適用

フィリピンはアジア第一の海外労働者の送り手国である。2013年の海外労働者数は1,023万人であるが、そのうちSSS加入者は102万人にとどまっている。特に中東など社会保障制度が整備されていない国々での就労者の適用が重要な課題となっている。2001年に、SSSは海外フィリピン労働者を対象とした任意加入の積立基金（Flexi Fund）を導入した。また、2008年には、海外からの送金を仲介している銀行などの金融機関と提携してインターネットを通じた保険料納付の仕組みを導入した。海外労働者の適用拡大に向けた対応が検討されている。

8.2 国際年金通算協定（社会保障協定）

経済のグローバル化の進展に伴い、資本のみならず労働者の国際移動も今後増加していくことが見込まれるなかで、フィリピンは諸外国間との年金通算協定を積極的に推し進めてきており、2015年11月に

は日比間社会保障協定に署名した。

この社会保障協定は、

(1) 適用調整

相手国への派遣の期間が5年を超えない見込みの場合には、当該期間中は相手国の法令の適用を免除し自国の法令のみを適用し、5年を超える見込みの場合には、相手国の法令のみを適用する。

(2) 保険期間の通算

両国間の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようにすることを目的としており、発効に向けて現在調整中である。

おわりに

フィリピンの社会制度は、欧米のシステムを多くとりいれている一方で、家族や親族による相互扶助の慣習が現在も根強く残っている。フィリピンでは、将来も続く国際化と産業化の進展のなかで、公的年金制度が伝統的な相互扶助の仕組みを補完し、国民の老後の生活保障の主柱になっていく傾向が今後より強まっていくものと考えられる。

.....

〈注〉

- ¹ 本稿は、本誌第31巻第1号（2012年4月）掲載の同題の稿を、SSS職員から収集した情報をもとに加筆修正したものである。
- ² その他のフィリピンの社会保障制度として、労働災害補償委員会（ECC）、フィリピン健康保険制度（Phil Health）、住宅開発共済基金（Pag-IBIG）、退役軍人年金制度（AFPRSBS）、チャリティーくじ事務局（PCSO）などがある。